

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
法令名 (略)	条項 (略)	法令名 (略)	条項 (略)
電波法（昭和一 十五年法律第百 三十一号）	第六条第一項及び第二項、第十条第二項、 第十八条第二項、第二十条第七項（同条第 八項及び第二十七条の十六において準用す る場合を含む。）、第二十四条の一第一項 （第二十四条の十二第一項において準用す る場合を含む。）、第二十四条の六第二項 （第二十四条の十二第二項において準用す る場合を含む。）、第二十七条の一第一項 、第二十七条の十二第一項、第二十七条の 十五第四項、第二十七条の十八第二項及び 第三項、第二十七条の二十三第二項、第二 十七条の二十四第一項（第二十七条の三十 四第二項において準用する場合を含む。） 、第二十七条の二十九第二項及び第三項、 第二十七条の三十第二項、第二十七条の二 十一、第二十七条の三十二、第二十八条の 二の一第一項（第二十八条の四第二項及び 第三十八条の三十一第四項において準用す	第六条第一項及び第二項、第十条第二項、 第十八条第二項、第二十条第七項（同条第 八項及び第二十七条の十六において準用す る場合を含む。）、第二十四条の一第一項 （第二十四条の十二第二項において準用す る場合を含む。）、第二十四条の六第二項 （第二十四条の十二第二項において準用す る場合を含む。）、第二十七条の一第一項 、第二十七条の十二第一項、第二十七条の 十五第三項、第二十七条の十八第二項及び 第三項、第二十七条の二十三第二項、第二 十七条の二十四第一項（第二十七条の三十 四第二項において準用する場合を含む。） 、第二十七条の二十九第二項及び第三項、 第二十七条の三十第二項、第二十七条の二 十一、第二十七条の三十二、第二十八条の 二の一第一項（第二十八条の四第二項及び 第三十八条の三十一第四項において準用す	

電波法施行規則 （昭和二十五年 電波監理委員会 規則第十四号）	（略）	第六条の二、第三十二条の九の一（第四十 五条の一の二において準用する場合を含む 。）、第三十三条第七号、第三十四条の四 、第三十八条第四項及び第五項、第三十九 条第二項、第四十一条、第四十一条の五、 第四十二条から第四十三条まで、第四十三 条の二、第四十五条の二第二項、第四十六 条第一項（第四十六条の二第三項において 準用する場合を含む。）、第四十六条の八 第一項、第五十条の四第一項、第五十条の
		る場合を含む。）、第三十九条の六（第四 十七条の五、第一百一条の十七第五項及び第 一百二条の十八第十二項において準用する場 合を含む。）、第四十七条の四（第七十一 条の二第一項において準用する場合を含 む。）、第七十一条の二第七項、第七十三 条第三項、第七十七条、第八十一条の二第一 二項、第八十八条第一項、第九十二条、第 九十二条の二、第九十三条の一、第九十九 条の十二第三項、第一百条第四項、第一百二条 の二第二项、第一百二条の二第一項及び第二 項（第一百二条の四第二項において準用する 場合を含む。）、第一百二条の四第一項並び に第一百二条の五第一項及び第三項

号	無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）	七第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の六、第五十一条の八、第五十一条の十、第五十一条の十の二、第五十一条の十の三、第五十一条の十の四第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二第一項、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四第五条、第七条第五項、第八条第一項（第十一条第二項、第十二条第三項、第二十条の二第六項、第二十条の二の二第六項及び第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二、第九条（第二十条の十第一項において準用する場合を含む。）、第十条、第十二条第一項、第十二条第一項（第二十五条第一項前段において準用する場合を含む。）、第十三条、第十四条第一項（第二十条の十第一項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項、第二項及び第三項（第十六条第五項及び第二十五条第六項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項（第十六条第五項及び第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項、第十六条の二、第二十条の二第二項（第二十条の十第二項、第二十五条の八及び
		一条の十、第五十一条の十の二、第五十一条の十の三、第五十一条の十の四第一項から第三項まで、第五十一条の十一、第五十一条の十一の二第一項、第五十一条の十一の二の三並びに第五十一条の十一の二の四第五条、第七条第五項、第八条第一項（第十一条第二項、第十二条第三項、第二十条の二第六項、第二十条の二の二第六項及び第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二、第九条（第二十条の十第一項において準用する場合を含む。）、第十条、第十二条第一項、第十二条第一項（第二十五条第一項前段において準用する場合を含む。）、第十三条、第十四条第一項（第二十条の十第一項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項、第二項及び第三項（第十六条第五項及び第二十五条第六項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項（第十六条第五項及び第二十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項、第十六条の二、第二十条の二第二項（第二十条の十第二項、第二十五条の八及び

び第二十八条の一において準用する場合を含む。)、第二十条の三第一項及び第八項(第二十条の十第二項及び第二十五条の八で準用する場合を含む。)、第二十条の三の二第一項(第二十条の十第一項及び第二十五条の八で準用する場合を含む。)、第二十二条の八第一項、第二十三条第一項(第二十五条の二十一において準用する場合を含む。)、第二十二条の二から第二十四条まで、第二十四条の二第二項、第二十四条の二第一項、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第四項、第二十五条の二第一項、第二十五条の三、第二十五条的四第一項、第二十五条の五、第二十五条的六第一項、第二十五条的七第一項、第二項及び第三項これららの規定を第二十五条の六第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条の十一、第二十五条の十二(第二十五条の二十第一項において準用する場合を含む。)、第二十五条的十三第一項(第二十五条的二十第一項において準用する場合を含む。)、第二十五条的十四第二項、第二十五条的十五第一項(第二十五条的二十第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条的十九第一項、第二十五条的二十四、第二十五条的二十五、第二十六条第二項及び

び第二十八条の一において準用する場合を含む。)、第二十条の三第一項及び第八項(第二十条の十第二項及び第二十五条の八で準用する場合を含む。)、第二十条の三の二第一項(第二十条の十第一項及び第二十五条の八で準用する場合を含む。)、第二十二条の八第一項、第二十三条第一項(第二十五条の二十一において準用する場合を含む。)、第二十二条の二から第二十四条の二第一項まで、第二十四条の二、第二十五条第四項、第二十五条の二第一項、第二十五条的三、第二十五条的四第一項、第二十五条的五、第二十五条的六第一項、第二十五条的七第一項、第二項及び第三項これららの規定を第二十五条の六第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条的十一、第二十五条的十二(第二十五条的二十第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条的十三第一項(第二十五条的二十第一項において準用する場合を含む。)、第二十五条的十四第一項、第二十五条的十五第一項(第二十五条的二十第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条的十九第一項、第二十五条的二十四、第二十五条的二十五、第二十六条第二項及び

(略)	(略)	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第二十七号）	第三条第一項、第五条第一項、第六条第四項及び第五項、第九条第一項（第二十一条において準用する場合を含む。）、第十二条（第二十一条において準用する場合を含む。）、第十四条（第二十一条において準用する場合を含む。）、第十七条第四項及び第五項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第四項及び第五項、第二十九条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十一条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十二条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十三条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十四条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十五条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十六条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十七条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十八条（第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項、第二十条及び第九項	の二十四、第二十五条の二十五、第二十六条第二項及び第四項（これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十二条の二（第三十二条の三及び第三十二条の四において準用する場合を含む。）	第四項（これらの規定を第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十二条の二（第三十二条の三及び第三十二条の四において準用する場合を含む。）
-----	-----	---	---	--	---